

平成 30 年度

筑波大学大学院  
ビジネス科学研究科企業科学専攻  
企業法コース  
入学試験問題

[外国語]

英語

(2017 年 9 月実施)

**[注意事項]**

答案用紙は、2 枚使用し、裏面は使用しないこと。

米国の筆者による以下の文章(注は省略)について、問1から問5に答えなさい。

著作権法により公開していません。

(Harlan F. Stone, *The Common Law in the United States*, 50 *Harvard Law Review* 4)

- 問1 下線部①these innovations とは具体的にはどのようなことか。
- 問2 下線部②にいう two systems of law とは何か。
- 問3 下線部③を日本語に全訳しなさい。
- 問4 筆者によれば、下線部④にいう the most significant feature of the common law とは何か。
- 問5 筆者によれば、英国の判事と米国の判事とでは、その姿勢にどのような違いが見られるのか。

平成 30 年度

筑波大学大学院  
ビジネス科学研究科企業科学専攻  
企業法コース  
入学試験問題

## [専門科目]

(2017 年 9 月実施)

### [注意事項]

1. 問題のうちいずれか 1 問について 答えなさい。
2. 解答に当たっては、どの問題を選択したかを明示しなさい。
3. 選択した問題が明示されていない場合には、問題 1 に対する答えとして採点するので、注意すること。
4. 答案用紙は、2 枚使用し、裏面は使用しないこと。

## 問題 1

B から卵豆腐を A は購入した。本件卵豆腐を食べた A の夫 C や娘 D は、食中毒による被害を受けた (C=要治療、D=死亡)。

問 1 いかなる根拠により、どのような請求が A は B にできるか。

問 2 いかなる根拠により、どのような請求が C は B にできるか。

## 問題 2

甲は自らの主催するピアノ音楽教室で、X の作曲した楽曲 (曲名：イマジン・ザ・パスト) を受講生乙、丙の課題曲として選択して練習させていた。楽曲イマジン・ザ・パストは一時期社会的にも話題となった曲で、著作権法 4 条の公表要件を充たす著作物であることは明らかである。甲はイマジン・ザ・パストを練習に用いることについて、X から利用許諾は受けていなかった。

乙はほぼ曲全体を通して弾ける能力があったが、丙は未だ曲全体を通して弾くことまでは達成できていなかった。甲によるレッスンに際しては乙、丙は基本的に同席して受けており、他の課題曲の受講生も適宜同席していた。

なお、甲の上記ピアノ教室は、ピアニストである甲が自宅を解放して近所の住民にピアノに触れる環境を提供することを主たる趣旨として開設されているものであって、定額の受講料等は受講生からは徴収することなく、ピアノ部屋の空調や電子ピアノ利用による電気代等の実費のために受講者の任意の寄付を求めるといった形をとっていた。

- (1) X は、甲及び上記ピアノ教室受講生乙、丙のそれぞれに対して、著作権法上の請求 (著作財産権に係るものでよい、以下の設問も同様) をすることが認められるであろうか。認められるとすれば、どのような根拠によることが考えられるであろうか。それぞれ適宜分類して検討せよ。
- (2) 甲によるレッスンに際して、乙、丙はそれぞれ単独で受けており、他の受講生も同席していないという点だけが上記設定と異なっている場合には、(1)での検討結果とは差異が生じるであろうか。その根拠も含めて検討せよ。
- (3) 受講生乙、丙はイマジン・ザ・パストをピアノで弾けるようになりたいと自ら甲に申し出て同曲を練習しているという点だけが上記設定と異なってい

る場合（この場合も、乙、丙は X からの利用許諾は受けていない）には、(1)での検討結果とは差異が生じるであろうか。その根拠も含めて検討せよ。

(4) 甲の上記ピアノ教室では、一切の寄付も求めることなく、受講生には「ピアノ演奏の楽しさを家族や友人に広めること」ということだけが求められているという点だけが上記設定と異なっている場合には、(1)での検討結果とは差異が生じるであろうか。その根拠も含めて検討せよ。

(5) 甲は、自らの主催するピアノ音楽教室で、他人の作曲した楽曲についての利用許諾を得ることなく自由に受講生に練習させることができるためには、いかなる条件を充たしていれば足りると考えるか。(1)から(4)で得られた結論にとらわれることなく、各自の私見及び法的根拠を述べよ。

#### 【参照条文】 著作権法

(複製権)

第二十一条 著作者は、その著作物を複製する権利を専有する。

(上演権及び演奏権)

第二十二条 著作者は、その著作物を、公衆に直接見せ又は聞かせることを目的として（以下「公に」という。）上演し、又は演奏する権利を専有する。

(翻訳権、翻案権等)

第二十七条 著作者は、その著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案する権利を専有する。

(学校その他の教育機関における複製等)

第三十五条 学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 公表された著作物については、前項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第三十八条第一項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合には、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信

(自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。)を行うことができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

(営利を目的としない上演等)

第三十八条 公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金(いずれの名義をもつてするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。以下この条において同じ。)を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。

(2項以下略)

### 問題3

国境を越えて行われるモノの販売、サービスの提供、デジタル・コンテンツの提供等(B to B と B to C のどちらをも含む。)に対して消費税を課すに際し、輸出国側と輸入国側における二重非課税と二重課税を排除するためには、どのような制度やシステム(税関、ゼロ税率等)が必要となるかについて論じなさい。

### 問題4

「親子会社関係の下で子会社に雇用された労働者が加入している労働組合から親会社に対して団体交渉の申し入れがなされた場合、親会社は常に労働組合法第7条にいう『使用者』に当たる(すなわち、『使用者』に当たらないとの理由で団体交渉を拒むことは許されない)というべきである。」との見解について、この見解は労働組合法第7条にいう使用者の意義についての判例の立場と異なるものといえるか、仮にいえるとすればどのように異なっているのかを検討した上で、検討したところを踏まえ、この見解の当否を論じなさい。

※ 親子会社関係とは、ある会社(親会社)が他の会社(子会社)の総株主の議決権の過半数を有すること等によって当該他の会社(子会社)の経営を支配して

いる関係をいうものとする。

**【参照条文】 労働組合法**

(不当労働行為)

第七条 使用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

一 (略)

二 使用者が雇用する労働者の代表者と団体交渉をすることを正当な理由がなく  
て拒むこと。

三 (略)

四 (略)